



\*社内に笑顔を咲かせましょう\*

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- ・月曜日～金曜日（祝日を除く）9時～18時



皆さまいかがおすごでしょうか？ 随分と太陽の照りもきつくなってきましたね。

5月25日と6月6日、世紀の天体ショーが続きましたが、ご覧になられましたか？

私もメガネで興奮しながら太陽を見ました！金環日食のほうは、太陽が欠けていくのやリングが見えて、自分の目で見えることに感動しました！金星はちょっと小さ過ぎて、残念ながら私には見えませんでした (>\_<)



\*しぐさで見抜く相手のホンネ\*

人との関わり方が繊細になってきている現代では、会ったときにいかに短い時間で相手の本心をつかみとれるかが、良好な人間関係を築くためにとても重要です。参考にしてみてください(^.^) (扶桑社文庫、匠 栄一監修から抜粋)

会話中、相手がポケットに手を入れたら…？

人はウソをつくとき、手の動きが極端に鈍くなると言われています。その際、ウソが相手にばれないよう相手に手の動きを見られないようにしようとします。それが、無意識にポケットに手を入れて手の動きを隠してしまう、ということになります。

このほか、ポケットに手を入れていないものの、両手をかたく握りしめていたり、片方の手でもう一方の手をギュッと握りしめていたりする場合も、なんとか手の動きを相手に見られたくない心理が働いている場合があるようです。

## ★これで完璧！ 6月の事務



### ☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付☆

5月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を、6月11日までに納付。

### ☆社会保険料、児童手当拠出金の納付☆

5月分の社会保険料・児童手当拠出金を 6月30日までに納付。

### ☆4月決算法人の確定申告と納税☆

4月決算法人の確定申告と納税、10月決算法人の中間（予定）申告と納税がともに 6月中の決算応答日までです。

### ☆住民税の特別徴収の開始☆

各個人の決定された住民税額が、6月に支払う給与から新年度の税額となります。6月は端数調整があるため、7月以降と金額が異なることが多いので注意しましょう。



## \*労働保険の年度更新\*

労働保険料の申告・納付手続きを7月10日までに行います。前年度の保険料の確定清算と、今年度の保険料の仮払いを同時に行う手続きです。昨年4月から今年3月までに労働者へ支払った賃金の集計をし、集計した「賃金総額×保険料率」で保険料額を算出します。

### ●賃金集計のポイント

先月号のそらいろ通信をご参照ください。平成23年4月分～24年3月分の賃金を集計します。

〇月分とは、「締め日の属する月」として集計します（支払い月ではない）。

### ●高年齢免除対象者

4月1日に64歳以上である雇用保険被保険者の賃金は、「事業主・本人負担とも保険料が免除されます。高年齢免除」欄に記載します。

### ●保険料率

今年度の雇用保険料率は、2/1,000引き下げられています。労災保険料率も、35業種が引き下げ、8業種が引き上げられています。（率は業種ごとに異なります。）新しい保険料率は、24年度の概算保険料に使用します。

### ●電子申請

郵送されてきた申告書の右上に記載のアクセスコードを使えば、政府の電子申請システム（e-Gov）も利用できます。

## 職場での困ったさん… (新入社員編)

春に新入社員を迎え入れて、ようやくわが社にもなじんできたかな…という頃でしょうか。ただ、うまくなじんでいないケースもちらほら見受けられるようです。先日、あるテレビ番組で“職場での困った新入社員”という内容で話題にあがっていましたので、少しまとめてみました。主な傾向としまして…

- 必要以上のコミュニケーションは苦手である。
- 個人を尊重する仕事を望む。
- 検索能力に長けている。
- 成果を出すことに努めている。

コミュニケーションの手段としてメールが一般的で、直接話すことが少ない、インターネットの環境が整っており、検索などは得意、厳しい就職戦線を勝ち抜いてきた人たちなので、成果を出すことに一生懸命…、そんな背景があって社会人になったせいか、「こんな仕事は自分の仕事ではない。パートがやる仕事だ！」と仕事のカもないにも関わらず、周りを驚かせることもしばしば…。一から十まで指示をしなければ、できない。できていないことを指摘すると「そんなことをしろとは言われていません。」

日本生産性本部が毎年発表している新入社員のタイプ、今年は「奇跡の一本松」だそうです。東日本大震災にも耐えて生き残った「奇跡の一本松」の話は、復興に向けて多くの人に勇気を与えてくれた。今年の新入社員についても、前例のない厳しい就職戦線を潜って残った頑張りを称えたい。これからの人生においても自然災害をはじめ「想定外」の事態に直面することもあるだろうが、その困難を乗り越えていくことが大いに期待される。今のところは未知数だが、先輩の胸を借りる（接木）などしながらその個性や能力（種子や穂）を育てて行けば、やがてはどんな部署でもやっていける（移植）だろうし、他の仲間とつながって大きく育てていく（松原）だろう。【日本生産性本部の発表内容を抜き出し】

迎え入れる側の希望的観測が大いに含まれているようですが、でも、彼らは基本“まじめ”。ふざけているわけではないですし、やったことには何がしかの“理由”を持っているので、なぜそうしたのか理由をきちんと聞いて、丁寧な指導を繰り返していくしか方法はないでしょう。いつの時代も、“今の若い者は…”と言ってしまうものですから。

\*いきいきした会社づくりをお手伝いします\*

羽渕貴久子社会保険労務士事務所

社会保険労務士 羽渕貴久子

〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815

TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554

E-MAIL habuchi@sky.memail.jp

URL <http://ikiiki30.com/>

